＜裁判員になって判決を出そう＞(11/9)

３年社会科公民の授業で「裁判員制度」を学習します。名付けて「カチカチ山裁判」
事件の概要は「うさぎがタヌキを溺れさせて殺そうとした。殺人未遂の罪（刑法 199 条、200 条）」だそうです。
うさぎもやるものです。
さて…

検察側は「背中に大やけどを与えた、タヌキに苦痛を与えた」
被告弁護人は「情状酌量の余地あり、反省の意思がある」
などと主張しています。
はたして有罪か無罪か、はたまた実刑か執行猶予か、議論は深まります。

議論を経て、各々が結論である「判決」を出しました。
≪裁判員としての生徒の意見≫
〇情状酌量の余地や、「犯行は認めている、反省もしている、法に背いた」という自覚があるのだし、刑務所行きはせずに、執行猶予にして更生させた方がうさぎには良いと思う。
〇刑務所に入れるべきだと思います。うさぎが反省していると思っていても、タヌキの顔を見たらまた殺意がわいてくる可能性は捨てきれないので、刑務所に入ってしっかり更生するべきだと思います。自分ではコントロールできない部分もあると思います。おじいさんではうさぎを監督しきれないと思う。

裁判員制度の導入で、厳罰化の傾向があると報道されていますが、国民の意思を裁判に反映させるという本来の目的もあります。
いつか裁判員になった時のために…